

第六次宮崎市総合計画策定支援業務 委託仕様書

※この委託仕様書はプロポーザル実施時点のものであり、受託者の提案や宮崎市総合計画審議会等での議論により変更する場合がある。

1 業務委託名

第六次宮崎市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、本市のまちづくりの指針であり、最上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間が令和6年度に終期を迎えることに伴い、次期宮崎市地方創生総合戦略人口ビジョン編及び総合戦略編を包含した、令和7年度を始期とする第六次宮崎市総合計画を策定するため、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者へ策定支援業務を委託するものである。

策定に当たっては、第五次宮崎市総合計画の効果検証結果を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題等の整理、幅広い市民意見の取り入れなど、多くのデータ収集や分析を行うとともに、SDGsの視点を踏まえた内容にする必要がある。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 計画の概要

第六次宮崎市総合計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

ア 概要

本市の進むべき方向と将来像を明確にし、目指すべきまちの状態を示すもの。

イ 期間

概ね10年間

(2) 基本計画

ア 概要

基本構想を実現するための施策等を体系的に示すもので、基本構想とは別冊で策定する。

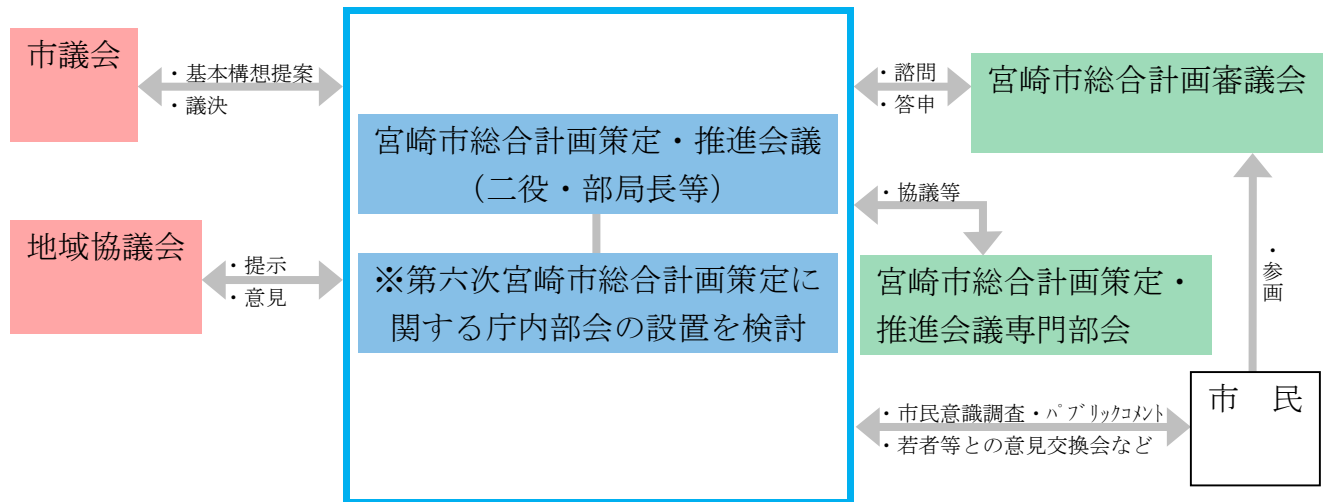
また、基本計画は目指すべきまちの状態に対し、どのように行動していくのかを示すもの。

なお、社会情勢の変化、国や県の動向や本市の方針を踏まえ、必要に応じて改訂を行うことができるものとして検討している。

イ 期間

概ね5年間

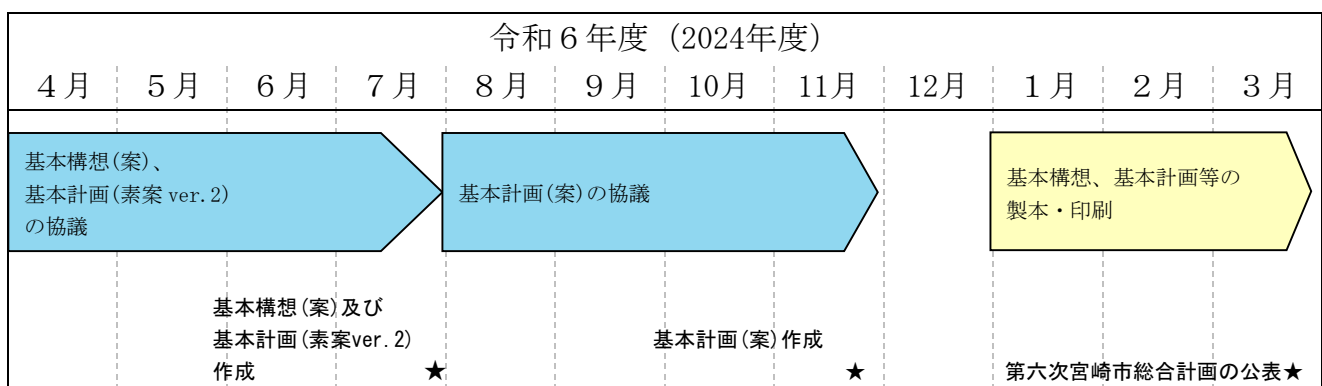
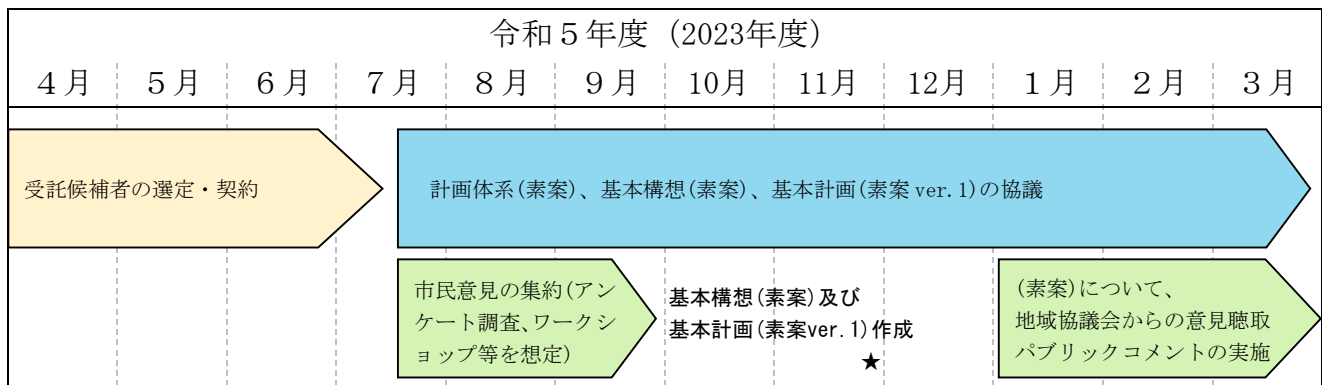
5 策定体制



6 スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定している。

なお、次に示すスケジュールは、プロポーザル実施時点のものであり、受託者の提案を踏まえ調整するとともに、今後の本市での議論等により変更が生じる場合がある。



7 令和5年度業務

(1) 現状・将来動向の把握・分析

- ア 社会経済情勢・時代の潮流の把握
- イ 国や県、他自治体の動向調査及び比較分析
- ウ 広域的視点からの分析
- エ 地域特性の整理や地域課題の整理・抽出

オ 各種指標分析等（各種統計の活用及び各成果指標の分析ほか）

カ 2040年頃までの展望（令和2年国勢調査確定値による将来推計人口や気候変動、デジタル化・先端技術の進展等）

(2) 市民等参加手法の検討及び実施支援

ア 市民意見の集約についての企画立案・実施

(ア) 実施手法については、受託者のアイデア・経験等を基に、ワークショップ等の開催やオンラインアンケート等、市民ニーズ等を効果的に把握できる方法を提案し実施すること。

【特に把握したい事項】

- ・若者（高校生から概ね30代まで）のまちづくりに対するニーズや在りたい未来について
 - ・本市職員（若手職員を想定）が考える本市のまちづくりや在りたい未来について
- (イ) ワークショップ等を開催する場合、募集・受付、会場の準備（資機材等の準備を含む）、議事進行、記録作成等一連の運営について本市と協議のうえ実施すること。
- (ウ) 実施に要する経費は、委託料に含めること。
- (エ) 意見等を集約し、結果を分析するとともに、報告書としてまとめること。
- (オ) 報告書は、会議資料とするため、市の指定する期日までに納品すること。

(3) 基本構想素案の作成支援

ア 本市が行うこと

宮崎市総合計画審議会等での議論を踏まえ、令和5年11月までに基本構想素案を作成する。

イ 受託者が行うこと

基本構想素案の作成過程において、高い専門性と豊富な経験等を有する立場から提案を行うこと。

また、市民等に分かりやすいものとするため、表現や図表、レイアウト等について検討し、同月までに基本構想素案を作成すること。

(4) 基本計画素案ver.1の作成支援

ア 本市が行うこと

宮崎市総合計画審議会等での議論を踏まえ、令和5年11月までに基本計画素案ver.1を作成する。

イ 受託者が行うこと

政策、施策、主な取組の達成度や進捗が的確に把握でき、データ分析に基づいた根拠のある成果指標（アウトカム又はアウトプットの数値目標）の設定について支援すること。

また、基本計画素案ver.1の作成過程において、高い専門性と豊富な経験等を有する立場から提案を行うとともに、本市の求めに応じて各分野の専門家から意見等を聴取すること。

このほか、市民等に分かりやすいものとするため、表現や図表、レイアウト等について検討し、同月までに基本計画素案ver.1を作成すること。

(5) その他

ア 本市が別途実施する、第六次宮崎市総合計画策定のための市民意識調査の項目設定について支援すること。

8 令和6年度業務

(1) 基本構想案の作成支援

ア 本市が行うこと

地域協議会からの意見聴取やパブリックコメントの実施等で収集した意見等を踏まえ、令和6年7月までに基本構想案を作成する。

イ 受託者が行うこと

基本構想案の作成過程において、高い専門性と豊富な経験等を有する立場から提案を行うこと。

また、市民等に分かりやすいものとするため、表現や図表、レイアウト等について検討し、同月までに基本構想案を作成すること。

(2) 基本計画素案ver.2及び案の作成支援

ア 本市が行うこと

基本計画素案ver.2は、基本構想案の説明において、参考資料として使用するもので、地域協議会からの意見聴取やパブリックコメントの実施等で収集した意見等を踏まえ、令和6年7月までに基本計画素案ver.2を作成する。

その後、宮崎市総合計画審議会等での議論を踏まえ、令和6年11月までに基本計画案を作成する。

イ 受託者が行うこと

基本計画素案ver.1の作成支援に引き続き、基本計画素案ver.2及び案の作成過程において、高い専門性と豊富な経験等を有する立場から提案を行うとともに、本市の求めに応じて各分野の専門家から意見等を聴取すること。

このほか、市民等に分かりやすいものとするため、表現や図表、レイアウト等について検討し、基本計画素案ver.2を令和6年7月まで、基本計画案を同年11月までに作成すること。

(3) 冊子作成

総合計画の作成に係る、企画構成、デザイン、イラストの構成・加工、写真の加工、編集、図表・グラフ等の作成、校正、データ作成等納品までの業務一式。

なお、冊子作成に当たってはユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮したものとする。

ア 第六次宮崎市総合計画基本構想

A4サイズ・50ページ程度・フルカラー

イ 第六次宮崎市総合計画基本計画

A4サイズ・50ページ程度・フルカラー

ウ 第六次宮崎市総合計画（基本構想・基本計画）概要版

A4サイズ・10ページ程度・フルカラー

エ 第六次宮崎市総合計画（基本構想・基本計画）子ども版

A4サイズ・10ページ程度・フルカラー

ただし、「9 成果品」について、受託者から別途提案があった場合は、この限りではない。

9 成果品

印刷原稿等は、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体によるものとし、成果品はホームページ上での公開を前提に作成するものとする。

電子データは、本市が所有する機器及びソフトウェアで読み出し、閲覧、編集、出力できる形式とする。

令和5年度に実施した業務については、令和6年3月31日までに中間報告を行い、令和7年3月31日までに最終報告を行うものとする。

ただし、本市の指定する業務については、業務終了後速やかに提出するものとする。

(1) 令和5年度成果品

- ア 7(1)の報告書 電子データ（業務完了後速やかに）
- イ 7(2)の報告書 電子データ（業務終了後速やかに）
- ウ 7(3)の冊子 1部、電子データ（業務終了後速やかに）
- エ 7(4)の冊子 1部、電子データ（業務終了後速やかに）

(2) 令和6年度成果品

- ア 8(1)の冊子 1部、電子データ（業務終了後速やかに）
- イ 8(2)の冊子 各1部、電子データ（業務終了後速やかに）
- ウ 8(3)アの冊子 電子データ
- エ 8(3)イの冊子 電子データ
- オ 8(3)ウの冊子 電子データ
- カ 8(3)エの冊子 電子データ

10 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、全て本市に帰属するものとする。受託者は成果品又は収集した資料を善良な管理のもと5年間保存し、本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

また、冊子を作製するに当たり、第三者（市及び受託者以外の者）が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこととし、受託者が作成したデータやイラスト等の二次利用については、本市と受託者で別途協議することとする。

11 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料で、本市が所有しているものについては、これを貸与する。

12 打合せ・協議

受託者は業務の遂行に当たっては本市と打合を綿密に行い、作業上の打合せ事項については協議書又は打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

13 再委託等の制限

受託者は本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時は、この限りではない。

14 機密の保持

受託者は本業務で知り得た情報について、他に漏洩し、又は引用してはならない。
なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

15 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）を順守しなければならない。

16 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じたときは、必要に応じて本市と受託者とが協議して定める。